

———一九二四年正月廿五日
寒食節

此の一事即ち吾等公義の叫びが勝利の端緒に就たことは、地位悪用乘利一貫張り、何等社会の本鎧を以て自ら任する新聞紙乃至新聞記者本懲の征替に対する自説をも有せざる後、長太川義次以下幹部猪輩の頭裡に甚大なる怖れを、與へたのであります。そのいはれなき恐怖の結果として、彼等の株式半毀か、つまゝ一味野・心衆の集合であら所謂社員總会なるものであつたといふ概要の成行にあります。

所か復讐の所謂社員懇親会などもつは、吾々同志十二名を歎賜して在社せざりし
過半中の出来事にて種々て在十二名は、懇親懇親に開け何事通志に様く居らず、
合法的手段の上に、既に欠陥だらけのものであつたのです、自然その席上に於
ける、凡ての決議が、棄絶のものであることに、言を用ひたく及ばません

万葉報社が執行委員制度になつたことも、立派の愚昧重復を欺いての上のことで
あり、選定が御心違はれてゐること、國より吾々同志十二名を解備したりと、詮
して、紙上にまで立と掲げたるは、憤慨たりとも思ひ難く、彼等最後の悲鳴か云ふこと
も言え後方半せん。諒和の所、彼等潜伏執行委員制度が、仮にも帝都の主人ナガ
数日前存立したと云ふことは、國法の實體が其の期間中公然行はれたことを考へ
られ、日本ノ國家、日本の國政と云ふは斯くて許すべからぬ事態の出現を見た